

## 選手等の登録に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本CPサッカー協会（以下、「協会」という）の事業に参加するための登録について必要な事項を定める。

### (CPサッカー競技者の定義)

第2条 本規定において、CPサッカー競技者とは、脳性麻痺など、脳の損傷が原因と思料される、肢体に障がいがあるサッカー選手をいう。

### (選手登録)

第3条 協会の目的に賛同し、登録費を納入して、協会の事業に参加又は支援するCPサッカー競技者を登録選手とする。

### (スタッフ登録)

第4条 協会の目的に賛同し、登録費を納入して、協会の事業に参加又は支援する者のうち、前条の登録選手以外の者を登録スタッフとする。

### (登録及び登録費)

第5条 協会に登録する者は、協会の定める登録用紙を提出し、協会の承認を得なくてはならない。

2. 登録は個人登録、チーム登録の2種類とする。
3. チーム登録は、登録選手が4人以上で、代表者及び監督の指定があることを条件とする。
4. 登録費は個人登録、チーム登録問わず一人2千円とし、1年ごとの更新時に支払う。

### (登録の制限等)

第6条 同一年度内に登録種別の変更やチーム間の異動は認めない。また、2つ以上のチームに選手として登録することも認めない。ただし、特段の事情があるとして理事会で認められた場合を除く。

2. 一度納入された登録費は、年度途中の登録抹消及び除名等による場合でも、返還されない。ただし、特段の事情があるとして理事会で認められた場合を除く。

(登録期間)

第7条 登録期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、自動更新は行わない。更新する場合は、改めて登録用紙の提出及び登録費の納入をしなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、氏名、住所、連絡先等、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに協会へ届けなければならない。

(登録の抹消)

第9条 協会の登録を抹消しようとする者は、協会の定める登録抹消届を協会に提出しなければならない。

(再登録)

第10条 前条の規定により、登録を抹消した者が、後に再登録を希望し、協会がそれを認めたときは、再登録ができるものとする。

(遵守事項)

第11条 登録選手及び登録スタッフは、協会の倫理規定、行動規範及びドーピング防止規定を遵守し、暴力行為（直接的暴力・暴言・脅迫・威圧等）、セクハラ行為、反社会的団体との交流や禁止薬物使用をしてはならない。

(処分)

第12条 登録選手及び登録スタッフが本規定の条項に違反した場合、登録者は賞罰規程に基づき処分される。

平成29年3月1日制定